

平成30年度事業計画

I バリアフリー推進事業

1. 交通事業者と一般向けバリアフリー啓発・教育の実施

交通事業者のバリアフリー接遇・介助水準の向上並びに小中学生等を始めとする市民向けのバリアフリーへの理解の促進を目的とする。

首都圏と関西地域において、鉄道事業者とバス事業者を対象とした交通サポートマネージャー研修を実施する。また、交通事業者が研修を自主開催するための人材育成等の支援、障害当事者講師育成、関係者の意見交換会を開催する。

小中学生向けバリアフリー学習プログラムはこれまで通り出前事業などの普及に取り組むとともに、教材の見直しを図ることとする。また、一般向けリーフレット作成に取り組むこととする。さらに前記事業をもって、他団体等の移動円滑化推進の教育・普及活動との連携を図ることとする。

2. 公共交通事業等に従事する者に対する手話教室の開催

日本は平成26年に障害者権利条約を批准し、手話を言語として認められることになったことから、地方自治体においては、手話言語条例の制定に取り組んでいるところもあり、全国的に手話の普及活動が進んでいる。

本事業は、首都圏と関西地域で公共交通事業等に従事する者を対象とする手話教室を開催し、公共交通機関における聴覚障害者の移動円滑化を図る。

3. バリアフリー推進勉強会等の開催及び関係学会との連携

交通バリアフリーを推進する上での課題等について、ハード・ソフト両面の個別テーマ毎の最新の動向を踏まえ、参加者との意見交換、情報交換等を目的として、首都圏及び関西地区等で毎月1回程度のバリアフリー推進勉強会を開催する。また、大都市以外の障害者等とのネットワークを構築するため、バリアフリー意見交換会（仮称）を開催する。

国内外の各学術団体（海外においてはTRB、ITF、TRANSED等、国内においては日本福祉のまちづくり学会等）、市民団体等との連携及び学会等への参加を通して、情報交換等を行う。なお、今年度においては、台湾でTRANSED2018が

開催されるため、積極的に参加・協力を行う。

4. オリンピック、パラリンピック開催に向けた移動と交通に関する調査等

2020 東京大会に向け、大会時に想定される障害者等の移動に関する課題を明確にし、対応の方向性を明らかにすることを目的とする。

移動とオリンピック・パラリンピックに対する市民意識調査の経年比較、オリパラ時のボランティア等による移動制約者への適切なサポート実施のための研修プログラムの作成、海外からの訪日客等誰でも見やすくわかりやすい旅客施設の案内表示等に関する課題の解決方策を検討する。

5. 公共交通機関における様々な障害等の対応に関する調査等

障害者権利条約、障害者差別解消法など近年の障害者施策は社会モデルを前提としたものに変革しており、具体的には、障害は社会環境によって作り出されるものであり、社会こそが障害（障壁）をつくっていて、それを取り除くのは社会の責務と考えられていることに則り様々な課題を検討する。具体的には①障害者差別解消法の継続調査、②認知症者の公共交通機関における対応、③公共交通機関の利用時の不便さに関する調査、④バリアフリー認証制度の基礎検討を実施する。

6. 福祉送迎車両の利便性・安全性向上に関する調査研究

障害者の施設、特別支援学校等においては、リフト付き等の様々な福祉車両が使用されているが、統一的な仕様はなく、リフトの操作性、車内設備の使い勝手等の利便性や安全性の確保が課題となっている。

本事業は、平成 29 年度に引き続き、福祉送迎車両の利便性・安全性向上を図るため、海外の先進事例調査や国内ユーザーに対するアンケート調査を実施する。その結果を踏まえ、福祉車両のガイドラインを作成し、ユーザーの利用環境向上に寄与する。

7. 移動等円滑化ガイドライン（旅客施設・車両等）の見直し検討

平成 29 年に改訂された公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン並びに公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイド

ラインは、短期間での検討だったために、検討期間中に整備の方向性を見いだせなかった課題が残されている。また 30 年度に本格的な検討が予定されている項目もあり、追補版による継続的な更新が必要となっている。そのため今年度は、旅客施設における誰にも見やすくわかりやすい案内サイン提供、ICT 等を活用した誘導案内のあり方、エスカレーターへの誘導ブロック敷設に関する方策の検討及びホームと車両の段差と隙間解消に関する検討（鉄道局）結果の反映を行うとともに、各地で開催されるガイドライン説明会への協力等を行う。

8. 海上交通バリアフリー施設整備推進

海上交通を担う旅客船及びターミナルのバリアフリー化は、通院、通学、買い物など日常生活航路として利用される離島航路から、遠隔地間の旅行に選好される長距離航路まで、幅広く望まれているが、他の交通機関に比べ、対応が遅れている状況にある。特に離島航路においては、本土と離島または離島間を結ぶ重要な交通手段でありながら、島民の高齢化が著しく、過疎化の進行による乗船者の減少等から旅客船事業者の経営状況が厳しく、旅客船及びターミナルのバリアフリー化が進まない状況にある。

本事業は、旅客船事業者が行う旅客船及びターミナルの施設整備のうちバリアフリー化事業に対し助成を行い、海上交通を利用する高齢者、障害者等の移動の円滑化に寄与する。

9. ECOMO交通バリアフリー研究・活動助成

本事業は、交通バリアフリーに関わる先進的な調査研究や技術の研究開発を行う研究者等、活動を行う個人、団体等に対して、助成を行い、わが国の交通バリアフリーの促進に寄与することを目的とする。

10. 交通バリアフリー情報提供システムの構築(新規)

高齢者、障害者等の移動に制約がある人々が公共交通機関を利用する際のバリアフリー施設、乗換案内等の情報提供については、2020年オリンピック・パラリンピックに向け、訪日外国人旅行者等も念頭に、必要かつ十分な対応を行うことが、喫緊の課題となっている。

本事業においては、前記の状況に鑑み、これらの利用者ニーズに応え得る機能及び情報内容を提供できるシステムを構築し、同システムの利用によって、移動に制約のある人々を含む誰もが、自律的に公共交通機関を利用し、安心し

て快適に移動できる情報提供基盤を確立する。

11. 「らくらくおでかけネット」の運営等

高齢者、障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、駅構内のバリアフリー施設、乗り換え案内等のバリアフリー情報をインターネットや携帯端末を通じて提供するシステム「らくらくおでかけネット」の運営等を行う。

II 交通環境対策事業

1. 運輸事業におけるグリーン経営認証制度の実施

運輸事業における環境負荷の低減を推進するため、グリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）認証制度の一層の普及を図る。

平成 30 年度は、トラック、バス、タクシー、倉庫、港湾運送、旅客船、内航海運の 7 業種合わせて 2,120 件(新規分：150 件、更新分：1,970 件)の登録を目指す。

また、新規認証取得者の増加を図るため、講習会受講者へのフォローアップや本認証制度に対する理解と協力を得るための荷主訪問、認証取得費用助成等の支援制度の拡充に向けた自治体等への働きかけを強化する。

2. エコ通勤優良事業所認証制度の実施

エコ通勤優良事業所認証制度は、エコ通勤を積極的に推進している事業所を認証し、その取組事例を広く紹介することで普及促進を図るものである。

平成 30 年度は、更なる普及を図るため、より効果的なプロモーションツールの作成を行うとともに、地方運輸局等と連携した広報活動に努める。

3. エコドライブの普及

エコドライブは、地球温暖化対策のCO₂排出抑制策として国民の誰もが手軽に実施できる取組みであり、エコドライブ普及連絡会を中心に関係団体が協力して積極的に推進しているところである。

平成 30 年度も、エコドライブ講習認定団体への支援を継続するとともに、エコドライブ活動コンクールを開催し普及に努める。なお、このコンクールに要する事業費の一部をグリーン経営認証制度事業費に計上することとする。

また、エコドライブ普及推進協議会の活動を事務局として推進し、11 月のエコドライブ推進月間にシンポジウムを開催する。

4. 環境的に持続可能な交通の普及

「環境的に持続可能な交通（EST）」を地方自治体や交通事業者等へ浸透させ

るため、学識経験者、関係団体、関係省庁等と連携した普及活動を実施してきた。平成 30 年度は、地方ブロック毎のセミナーの開催、EST 交通環境大賞、交通環境対策人材養成研修等を引き続き実施する。

また、国際面ではアジア EST 地域フォーラム及びポーランドで開催される COP24 に参加し、セミナーの開催や運輸・交通と環境の英訳版の配布を通じて、我が国の交通環境対策を海外へ紹介する。

さらに、地域のバス交通等の維持・活性化も重要であり、この問題への地域の意識を高めるため、引き続き全国でセミナーを開催するとともに、普及方策の検討を行う。

5. モビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）の普及

交通環境学習の普及を目指し、自治体や小中学校に対する支援を行い、継続的に実施するための拠点作りや教育宣言の発行、テキスト出版等の活動に取り組んでいる。平成 30 年度は、学校への直接支援や滋賀県への支援を継続するとともに、新たな 1 自治体への支援を開始する。

また、引き続き、交通と環境問題をテーマとした寄附講義を、大学において実施する。

6. 地域における外国人旅行者等の円滑な移動の推進

我が国への外国人旅行者は年々増加しており円滑に移動するための環境整備が求められていることから、地域において外国人旅行者等が目的地まで円滑に移動するための交通機関の改善、案内情報の充実化等を推進する。

平成 30 年度は、十勝圏二次交通活性化推進協議会と三好市への支援を継続するとともに、今後の普及方策を検討する。

7. 交通・観光分野におけるカーボンオフセットの普及

交通・観光分野でのカーボンオフセットの普及促進を図るため、事業者が自社商品・サービスにカーボンオフセットを導入する際の負担を軽減し、CO₂ 排出量の算定や排出枠の購入をウェブ上で可能にする支援システムの運用を行っている。

平成 30 年度は、このシステムを継続して運用するとともに、参加事業者向けに情報提供を行う。

8. エコプロ展への出展

エコプロ展は、環境配慮型製品・サービスの普及を目的に、1999年から毎年開催されている環境総合展示会であり、ビジネスマンや行政担当者、一般消費者が来場する国内有数の環境イベントである。

平成30年度も、同展示会に継続して出展し、運輸部門における地球温暖化問題の現状やその対策の紹介を行うとともに、当財団活動への理解を深める取り組みとする。

9. 地域内や観光地における電動小型低速車の活用

我が国の地方における公共交通の衰退は、マイカーの増加に伴い環境負荷が増大する等の問題を引き起こしている。今後の更なる低炭素社会を見据えたときに、環境負荷の少ない電動小型低速車は、歩行者とも共存できる新たなモビリティであり、地域内における生活の足や観光地での移動手段として、その解決策の一つになることが期待されている。

平成30年度は、平成29年度に企画を採択した輪島市、横浜市金沢区富岡、松江市における実証実験を実施する。

10. 「運輸・交通と環境」の作成、発行

国や地方自治体、交通事業者等を通じ、あらゆる関係主体に我が国の交通環境対策への理解と普及啓発を図るため、運輸・交通分野における環境問題（地球温暖化、大気汚染、廃棄物・リサイクル、海洋汚染、騒音等）とその対策についての包括的な情報を提供している。

行政や当財団、市民団体、企業等の取組みも織り交ぜた本誌は他に類書もなく、英訳版も引き続き発行する。

Ⅲ バリアフリー推進部、交通環境対策部連携事業

今後のモビリティ、アクセシビリティのあり方の検討

高齢化、少子化が進む我が国において、すべての人が安心して移動できることを目標に、人と地球にやさしい持続可能なモビリティ、アクセシビリティのあるべき方向性と、それを実現するために必要な施策について検討する。

現行公共交通の動向も念頭に、ラストマイルの対応のあり方を含む連続的な移動の確保について、歩行等による自律移動の支援から、超小型モビリティ、シェアリングモビリティ、自動運転車等も含め、検討の対象とする。

また、技術革新が進むICT、情報提供ツール等を活用したアクセシビリティやユーザビリティの課題等の視点を加え、目指すべき方向性と必要な施策について検討する。

検討のテーマとしては、

- 高齢者、障害者等を含めたすべての人に対応したアクセシビリティ、ユーザビリティ等を考慮した動的な移動選択情報の提供
 - － 公共交通機関における今後のユーザー視点からの情報提供のあり方、留意点の検討（デジタルサイネージ、オープンデータ対応等）
 - － ICTを活用した情報提供における情報伝達を達成するためのコミュニティツールの現在の開発動向の把握とアクセシビリティ、ユーザビリティの課題と方向性の検討（特に視覚情報、聴覚情報）
 - － 情報提供システムにおけるアクセシビリティ配慮点の整理・検討
 - － 高齢化社会におけるモビリティの役割についての検討
- 高齢化、過疎化に対応したモビリティシステムのあり方
 - － 低速（電動）車両、自動運転車等
- 自動運転技術の高度化を勘案した新しい移動手段とそのサービス（共用と自家用）
 - － 配車アプリをはじめとするITの活用
 - － シェアリングモビリティ（カーシェア、ライドシェア、サイクルシェア）、デマンド型公共交通、マイクロトランジット、超小型モビリティ等の特性・ポテンシャル・課題
 - － ラストマイルの対応のあり方
 - － 日本版MaaS（Mobility-as-a-Service）

等を想定している。

IV 鉄道駅移動円滑化施設整備事業

本事業は、国と地方公共団体からの補助金及び鉄道事業者からの預託金を受けて、当財団が鉄道事業者との協定に基づいて、鉄道駅にエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化施設等の整備を行った施設を鉄道事業者に貸し付けるものである。

引き続き、当財団が保有している 128 の施設の貸付を、これら各駅を管理する鉄道事業者 16 社に対して行う。